

の一部を改正する省令の施行について」の別紙に示す「指導勸奨による特殊健康診断結果報告書」を用いて報告を行うこと。

「7 労働衛生教育」について

労働衛生教育の実施は、騒音についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者を講師として、ガイドラインに示された科目ごとに、表3に掲げる範囲及び時間で実施する。